

指定居宅介護支援事業所菜の花 介護支援専門員 倫理綱領

指定居宅介護支援事業所菜の花の介護支援専門員であるわたしたちは、利用者の人権を尊重し、介護保険制度の要である介護支援専門員として、その基本理念である『自立支援』『利用者本位』を忘れることなく、かつ、その公共性に鑑み、介護保険法をはじめとする全ての法を遵守するとともに、次の事項を念頭に置き、利用者の利益を守り、専門職としての声価を損なわないよう、職務を遂行します。

- わたしたちは、利用者が主体的に「生活の質」の維持・向上を目指すことを支援するため、介護支援サービスの専門職として、関連する知識、技術の向上に努めます。
- わたしたちは、利用者の生活や身上に関する秘密を守り、利用者の個別性に十分配慮した適切な対応を行います。
- わたしたちは、利用者が地域社会や家庭において、自分の権利や意見を主張できるよう配慮するとともに、支援を通して利用者及び家族等との信頼関係を培います。
- わたしたちは、同じ介護支援専門員や他の専門職と知識や経験を交換し、自己の専門性や技術の向上に努めることによって、サービスの質の向上を図ります。
- わたしたちは、利用者の利益のため有効な活動をし、所属する事業所あるいは特定の事業所の利益のために不当に偏らないよう、公平・中立的な立場から支援を行います。
- わたしたちは、利用者が最も効果的に保健・医療・福祉等のサービスを利用できるよう、介護サービス提供事業者、主治医、保険者との適切な連携を図ります。
- わたしたちは、所属する事業所や団体についての業務や手続きの改善及び向上を図るとともに、利用者の利益につながるよう制度上の課題及び問題点などについて積極的に提案していきます。

平成18年6月1日